

### 第3章

#### 南アフリカ農業部門の再編と黒人の参入 －ワイン産業の事例－

佐藤 千鶴子

要約：

本章では、ワイン産業を事例に、アパルトヘイト撤廃後の南アフリカ（以下、南ア）の商業的農業部門の再編過程を(1)農産物流通改革と(2)黒人の参入の程度と形態に着目し、検討する。南アの商業的農業は、20世紀初頭以来、政府による手厚い保護政策のもとで発展してきたが、その一端が農産物の流通規制であった。ぶどうを原料に作られるワイン産業では、業界最大の生産者協同組合組織であったKWVが、ぶどうの栽培割当（クォータ）制度などを通じて市場をコントロールし、生産者価格を保護してきた。だが、この制度はワイン流通の寡占化をもたらすとともに、南ア・ワインの質的发展を阻んできた。

民主化後、ワインの流通が自由化されると、経済制裁解除に伴う国際市場へのアクセスの拡大もあり、南アのワイン輸出は急増する。同時に、国際市場の需要を満たすため、高級品種の栽培が増加するなどの質的向上も起こった。他方、新政権による土地改革政策の導入により、黒人の新規参入の促進が新たな課題として浮上した。1990年代末から南アフリカ・ワイン産業信託基金（SAWIT）の設立を通じて、業界全体での取り組みが始まるとともに、政府の補助金を利用して農場労働者が農場の一部を購入し、ワインを醸造する例もでてきた。2000年代以降は、AgriBEE政策の展開により、黒人による土地および株式の所有や経営参加の拡大はますます重要な政治的課題となっている。にもかかわらず、ワイン産業への黒人の参入はいまだきわめて限定的なものに留まっている。

キーワード：

ワイン産業、AgriBEE、KWV、南アフリカ・ワイン産業信託基金（SAWIT）

## はじめに

南アフリカ（以下、南ア）の国内総生産（GDP）に占める農業部門の割合は現在 3.2%（2008 年）であり、1970 年（7.1%）と比べて半減、南アの政治的転換が始まった 1990 年（4.6%）と比べても減少しているが、農産物の粗付加価値額自体は 219 億ランド（1990 年）から 1238 億ランド（2007 年）へと近年、大きく増加している（DAFF [2010a: 77-78]）。しかも南アは、国民の大多数の主食であるメイズ（トウモロコシ）や小麦などの穀物や、野菜、果物など多様な農産物の生産量が豊富で、事実上ほぼすべての農作物の自給が可能なアフリカにおける農業大国である。世界第 4 位の生産量を誇る羊毛やぶどうを原料とするワイン、サトウキビを原料とする砂糖、果物、綿花などは重要な輸出品でもある。

南アの農産物生産を大規模かつ商業的に担ってきたのは、白人農場主であった。人種ごとに分断された土地所有制度を基盤とするアパルトヘイト体制のもとで、人口の 8 割を超えるアフリカ人は国土のおよそ 13%の土地（原住民居留地、後にホームランドと呼ばれた）でしか農業生産に従事することを認められていなかった。それ以外の「白い南アフリカ」とされた土地では、20 世紀初頭以来、灌漑設備の導入や優遇金利での融資の提供、農産物流通の規制等を通じた農業保護政策のもとで白人農場主が経営する商業的農業が発展した（Lipton [1986]）。

1990 年代に入り、土地所有に関する人種制限が撤廃され、1994 年に全人種が参加する総選挙が実施されると、反アパルトヘイト闘争の中心組織であったアフリカ民族会議（African National Congress: ANC）主導の政権が誕生した。ANC 政権のもとで、白人所有農地の 30%を黒人に移転し、黒人新興農民を育成することを目的に土地改革政策が導入された。だが、黒人への土地移転は、当初、想定されていたようには進んでいないばかりか、土地改革の成果を巡っては、歴史的な不正の是正という正義の要素が重視され、黒人の商業的農民の育成に対する効果は限定的であることや、土地改革を通じて得た土地の使用方法を巡って住民間で新たな対立が生まれたこと、政府による入植後の黒人農民への農業開発支援が不十分であることなどの問題が指摘されてきた（佐藤 [2009], Sato [2010a; 2010b], James [2007], Walker et al. [2010]）。

他方、政府の土地改革政策に限定せず、メイズや羊毛、サトウキビ、ワインなどの農作物ごとに存在する業界団体独自の黒人農民育成支援策に焦点を当て、白人農場主を中心とする農産物業界の側からの黒人農民に対する働きかけを検討した研究成果も近年、出版されている（Kleinbooi [2009], Du Toit, Kruger and Ponte [2008], CDE [2008]）。これらは、アパルトヘイト廃絶と土地改革政策の導入を農産物業界再編の重要な契機として認めつつも、すでにそれ以前から南アの商業的農業生産が改革の波にさらされ、変化しつつあった点を強調する。南アの商業的農業部門が国内の食料自給や輸出の重要な担い手であり、それゆえ白人農場主の団体を中心に土地改革に対する慎重論が根強く存在する

ことを考えるならば、南アの商業的農業部門の再編過程全体のなかに黒人の新規参入問題を位置付け、分析することはきわめて重要である。本章もこれらの先行研究に倣い、農産物流通改革やグローバル化などの南アの商業的農業部門を巡る構造再編の動きをふまえた上で、政治的転換を契機とする黒人の参入がどの程度、どのような形で進みつつあるのかについて、南アの重要な農産物加工産業であるワイン産業を事例に考察する。

以下、第1節では、南アのワイン産業の概要を示すため、歴史的な形成と変容の過程を簡潔にまとめたうえで、現在の構造と経済的貢献について述べる。第2節では、1994年の民主化とともに始まったワイン産業の再編について、南アフリカ・ワイン産業信託基金（South African Wine Industry Trust: SAWIT）の活動を中心に論じる。第3節では、2000年代になって土地改革に代わる農業部門での黒人振興策として具体化しつつある「農業部門における広範な黒人の経済的向上（Agricultural Broad-Based Black Economic Empowerment: AgriBEE）」政策の内容とワイン産業における AgriBEE の動向について叙述する。最後に、結論では本章の議論をまとめるとともに、来年度の最終成果に向けた課題を示す。

## 第1節 南アフリカのワイン産業

### 1. ワイン産業の歴史的形成と諸問題<sup>1</sup>

南アにおけるぶどうの栽培とそれを原料とするワインの製造が始まったのは17世紀半ば、オランダ東インド会社統治下のケープ植民地に遡る。同世紀後半のユグノー教徒の入植とともにワイン生産が内陸へと広まっていき、18世紀後半には英国への輸出が拡大するのにあわせて植民地のワイン生産量が増加し、19世紀初頭にはワインが植民地からの輸出品の9割を占める程になった。ところが、1860年に英国がフランスと貿易協定を締結すると、ケープ植民地から英国へのワイン輸出は激減した。さらに、19世紀末には世界中の多くのワイン生産地を襲った北米起源の害虫病（根アブラムシ病、*phylloxera*）がケープのワイン生産地の大半を襲い、深刻な被害をもたらした。

害虫病の克服とともに20世紀を迎えて新たな課題として浮上したのが、ワインの過剰生産問題であった。国内市場や輸出が停滞していたにもかかわらず、ぶどうの植え付け面積は拡大し続けた。過剰生産による価格の低迷に対抗する措置として、ケープの農場主の間で協同組合を結成し、ワイン醸造蔵（セラー）を共同で管理運営する動きが広

---

<sup>1</sup> 本項での歴史叙述は、とくに断りのない限り、Kench et al. [1983], Vink et al. [2004], Williams et al. [1998] による。

がった<sup>2</sup>。ワインの生産を共同で行うことで買い付け業者に対する交渉力を増加し、醸造設備を共同で管理することで費用の効率化が図られたのである。協同組合はまた、西ケープ農村地帯における白人入植者家族の間での政治的ネットワークと密接に結びついていていた (Ewert and Du Toit [2005: 317])。しかしながら、ぶどうの栽培面積が拡大し続けたため、過剰生産とその結果としてのワイン価格の低迷は続くことになった。

この状況を打開し、農場主による「ぶどうの生産を規制し、ぶどうに対する適切な対価を確保する」ことを目的として、1918年に結成されたのが「南アフリカ・ワイン農民協同組合」(Ko-operatieve Wijnbouwers Vereniging van Zuid-Afrika Beperkt: KWV) である。組合員は KWV を通じてワインを売ることと売り上げの 10% を賦課として KWV に納めることが義務づけられた。KWV は年間のワイン供給量を決め、過剰な部分は「余剰分」として蒸留酒の製造に回すことでワイン市場を管理しようとした。KWV には最終的に 95% 以上のぶどう生産者が参加したため、非常に大きな影響力を持つ生産者組織となった。

KWV 結成後も、ぶどうが大豊作となった年には、KWV を通さずにワイン買い付け商人に直接、ワインを売る生産者が出現した。それに対して、南ア政府はワイン市場の規制権限を KWV に与えることで、ワイン産業における KWV の地位を強化するとともに、KWV が産業内で中心的な役割を果たすことを正式に認めた。1924年に制定された「ワインおよび蒸留酒管理法 (Wine and Spirits Control Act: Act 5 of 1924)」は、KWV に対して、蒸留酒製造用ワイン (distilling wine) の最低生産者価格を決定する権限を与えた。同法は、南アの農産物流通に対する最初の国家介入策であった<sup>3</sup>。その後 1940年には、同法の改訂法により、「良いワイン」(蒸留酒にされないワイン、テーブル・ワイン) に対しても KWV が最低価格を決める権限を持つことが定められ、KWV にはぶどうの栽培割当 (クォータ) を決める権利が与えられた。第 2 次世界大戦期には国際的なブランド需要が拡大し、南アの「余剰分」を利用して醸造されるブランドーにとって重要な市場を提供した。だが、戦後、南アでは再びぶどうの過剰生産が問題となったため、最終的に 1960年に「ぶどう栽培割当制度」が導入され、栽培割当 (クォータ) を超え

<sup>2</sup> 南アのワイン生産者による協同組合は、最終的に 1970年代半ばに 69 組合まで増加した。その背景には、1959年に南アに初めて導入された低温発酵 (cold fermentation) などの新しい技術を採用する際に高いコストがかかったため、協同組合を結成したり参加したりするインセンティブが高まったという事実があった (Vink et al. [2004: 233-234])。

<sup>3</sup> 南アでは戦間期の農産物価格の低迷と農場の債務増加により、農場主が政府に対して生産者価格の維持を求めるようになった。また鉱業と製造業の景気が回復する一方で、農業部門は不景気が続いたため、産業間の収入格差が拡大した。結果、1937年に農産物の秩序ある流通制度を導入するため「流通法」が制定され、翌年にはメイズ流通管理局 (control board) が設立された他、最終的に 22 の流通管理局が設立された。しかしながら、ワインは「流通法」の適用を受けず、「ワインおよび蒸留酒管理法」と KWV により産業独自の流通規制を行っていた。ちなみに砂糖産業も流通法の適用外で、産業独自の規制システムを持っていた (Williams et al. [1998: 69-71], Vink et al. [2004: 227])。

るぶどうの栽培が禁止され、ぶどう畑を開墾したり、造成するにはクォータを得ることが義務付けられた。

法的な後ろ盾を伴った KWV によるワイン製造および流通の一元的管理体制は、20 世紀後半の南ア・ワイン産業の少なくとも次の 3 つの特徴を生み出した。

第一が、ワイン流通における少数の大規模プレーヤーによる寡占化である。蒸留酒製造用ワインや良いワインの価格を KWV が一元的に定めることのできる制度は、農場主の収入を保護する代わりに、ワイン商人の多くを破産に追い込むことになった。また、価格が一元化されていたため、ワイン商人の間での競争も生まれにくかった。結果、ワイン商人にとって生き残るためには経営統合などを通じて大規模化せざるを得ず、とりわけ第 2 次世界大戦後には、国内におけるワイン流通を少数の「醸造卸売業者」

(producing wholesaler) が寡占的に担うことになった。なかでも、ワイン市場については最大の卸売業者であるステレンボッシュ農民ワイナリー (Stellenbosch Farmers' Winery: SFW) 社<sup>4</sup>が大きな影響力を持ち、蒸留酒市場については Distillers 社<sup>5</sup>が最大の影響力を持つようになった。

第二に、KWV が肥大化した。KWV は、ワインの過剰生産問題への対処策として、組合員ごとに国内市場では売ることのできないワインの割合(「余剰分」)を定めることで国内におけるワイン供給量を管理するとともに、この「余剰分」のぶどうを原料に強化ワイン(蒸留酒を加えてアルコール度を強化したワイン。ポートやシェリーなど)、ブランデー、蒸留酒などを醸造し、卸売業者に売却したり、英国を初めとする海外に輸出することで、資産基盤を拡大することができた。

第三に、南アにおけるワインの質的な改良は遅れた。KWV は過剰生産を防ぐためのぶどうの栽培面積に対する制限は導入したが、栽培品種や醸造するワインの種類については農場主が自由に決めることができた。出荷するぶどうの量によって代金が支払われる農場主にとっては、ワインの質を向上させるインセンティブがなかった。その結果、南アのワイン産業は基本的に国内市場向けに大量の安ワインを製造する産業となった。質の高いテーブル・ワインを生産するのは、コンスタンチア地方やステレンボッシュ地

---

<sup>4</sup> 1925 年に操業開始。1960 年代半ばには南アにおけるワイン (natural wine) の市場シェアの 55% を保持。1969 年に Oude Meester 社と Castle Wine and Brandy 社が経営統合し、翌年には SFW 社と Associated Wine Products (Sedgwick Tayler) 社が経営統合して、ワイン蒸留酒産業は 2 大巨頭体制に。後者が産業内で第 1 位、前者が第 2 位の会社になった。1979 年、ワイン蒸留酒業界 1 位と 2 位の SFW 社と The Oude Meester Group が経営統合し、ケープワイン蒸留社 (Kaapwyn: Cape Wine and Distillers Limited: CWD) が誕生。CWD 社の株式は、レンブラント・グループ、KWV、南アフリカ・ビール醸造所 (South African Breweries: SAB) が 30% ずつ所有することになった。KWV とレンブラント・グループは互いの株式を統合し、CWD 社の実効的支配権を得た (Van der Merwe [2000], Vink et al. [2004: 235-237])。

<sup>5</sup> 1989 年に CWD 社が再び SFW 社と Oude Meester 社に分離し、Oude Meester 社の全資産を引き継いで Distillers 社が誕生 (Van der Merwe [2000])。

方などのエステート農場（ぶどうの栽培からワインのボトル詰めまで自前で行う農場）に限られていた（Vink et al. [2004: 232], Ewert and Du Toit [2005: 318]）。英国を中心として海外に輸出されるのは主に強化ワインであり、20 世紀前半の南アでは強化ワインや蒸留酒用ワインの方がテーブル・ワインの製造量よりも多かった。1953 年に初めてテーブル・ワインの生産量が強化ワインの生産量を上回ったものの、前者の輸出は伸びなかった。

KWV によるワイン製造と流通の一元的管理体制に加えて、南アにおけるワイン産業の発展を助け、特徴づけてきたのがケープ植民地期の奴隷制に由来する農場での「主人－召使い関係」(master-servant relationship) である。これについて Ewert and Du Toit [2005] は次のように説明する。

少なくとも 300 年間に渡り、白人農場主であることは、農場の所有権のみならず、農場所有者と農場の召使いの間に存在する敬意と権威の関係によって定義される、「主人」であることであった。農場所有者と労働者との関係は、単に搾取的なものであったのみならず、温情主義（パターナリズム）のディスコースによっても形づくられた。だが、究極的には、この部門の富の創出を助けた労働者の声を周辺化し、沈黙させるような階層的な関係であった（Ewert and Du Toit [2005: 318-319]）。

第 2 次世界大戦後、都市の労働者に対する需要の増加と西ケープへのアフリカ人の労働移動制限のために農場労働者が不足した際には、囚人を農場の労働者として使用したり、農場を監獄として利用するといったことも行われた。さらに、ワイン農場では、アフリカーンス語でドップ（*dop*）システムと呼ばれる労働者への賃金の一部を安いワインで支払う制度が発展し、農場労働者間でのアルコール依存症の蔓延やアルコールの影響下にある人びとの間でのけんかなどの暴力も社会問題となってきた。妊婦が大量のアルコールを摂取することで胎児に発育上の悪影響を及ぼす胎児アルコール中毒症候群の問題も、南アのワイン産業に暗い影を落としてきた。

## 2. 流通の自由化と輸出の増加に伴う変化

KWV を通じて一元化され、規制されてきた国内におけるワインの流通が最終的に自由化されたのは 1997 年、国民党支配体制からポストアパルトヘイト体制への政権移行後のことである。しかしながら、KWV によるワイン産業の一元的支配体制に対する挑戦は、1970 年代初頭より、自らの農場でぶどうの栽培からワイン醸造までを担うエステート・ワインの生産者を中心に、ワイン産業内部で起こってきた。

1973年、ワイン生産地明示制度（Wine of Origin）が南アで初めて導入され、ワインの生産地と品種、生産年（vintage）についてラベルに明示することが法律で定められた（Ponte and Ewert [2007: 27]）。その結果、高級（プレミアム）品種の栽培地を拡大し、質の高いワインの生産量を拡大するためのインセンティブが生まれた。ところが、KWVによる栽培割当制と最低価格の保証は、質の高いワインの生産に対するディスインセンティブであり、事実上、それを制限するものであったから、エステート・ワインの生産者のみならず、協同組合醸造蔵にぶどうを出荷する農場主のなかにも、KWVによる栽培割当制を無視して、高級品種を中心にぶどう栽培面積の拡大を図るものが出現するようになった（Williams et al. [1998: 73]）。

とはいえ、1980年代までは、ワイン生産量は拡大し続けていたものの、国内需要は低迷し続け、輸出は東ヨーロッパ向けの安価なバルク・ワイン（瓶詰めされず、大量に売られるワイン）を除くと非常に限られていた（Williams et al. [1998: 73]）。1964年から1989年の期間に、ワインの公式な輸出量は3分の2程度減少したとされる（Ponte and Ewert [2007: 8]）。さらに、伝統的な輸出品であった強化ワインやブランデーも、1973年に英国がヨーロッパ共同体に加盟し、1980年代に国際的な反アパルトヘイト運動が高まるなかで南ア製品の不買運動（ボイコット）が広がり、1985年には国際的な経済制裁が導入された影響で低迷していた（Vink et al. [2004: 236]）。

1991年、エステート・ワインの生産者<sup>6</sup>の集団が、栽培割当制とそれを破った場合に課される罰金に対して挑戦するアクション・グループを結成した。ワイン生産者内部の圧力が高まった結果、1992年にKWVは栽培割当制を廃止せざるを得なくなった。すると、クォータを持たなくてもぶどうを栽培することが可能となったことで、ぶどう栽培への新規参入が劇的に増えた（Van der Merwe [2000]）。ぶどうの栽培量を規制する権限が移譲された個々の協同組合は、過剰生産を防ぐため、ぶどうを圧搾する権利を制限し、その権利に対して料金を徴収することを求められるようになった。協同組合はまた、品種やぶどうの質によって買入れ価格を差別化することを求められるようになっていった。結果、組合員の間で違いが目立つようになり、ぶどうの出荷量によって決められてきた協同組合の利益の分配方法を問題視する人びとが現れ始めた（Williams et al. [1998: 73], Vink et al. [2004: 237]）。1995年、ついにワインに対する最低価格が廃止され（Williams [2005: 482]）、1997年には、それまで独占的にKWVに与えられていたワインの輸出権が廃止されて、だれでもワイン輸出に参加できることになった（Ewert and Du

---

<sup>6</sup> エステート・ワインの生産者は、協同組合への参加を義務付けられてはいなかったが、KWVによる栽培割当制の対象となっていた。エステートとは、ぶどうの栽培を行うとともに、農場内に醸造蔵を持ち、ぶどうの栽培からワイン醸造までを自前でを行うことが可能な農場を指す。それに対して協同組合は、醸造蔵を農場内に持たないぶどう栽培農家にとってのぶどうの出荷先であった。

Toit [2005: 318])。

1990年代初頭、およそ30年間におよぶ国際的な南ア製品の不買運動が終焉すると、南アからのワイン輸出は急増した (SAWIC [2007: 11])。1990年代に南ア国内における一人当たりのワイン消費量はごくわずかしが伸びなかったが、輸出量については一年ごとにおよそ30%ずつ急速に増加したのである (Vink et al. [2004: 245])。1993年にはワイン生産量に占める輸出の割合はわずか6%にすぎなかった。それに対して、2005年には総生産量の45%まで輸出の割合が伸びた (Ponte and Ewert [2007: 24])。

輸出が急増した理由の一つは、南ア・ワインが国際市場において「新しいもの」だったからである。とりわけ、1994年の民主化直後の時期には、「マンデラ・マジック」と呼ばれるように国際社会からの南アに対する注目度が非常に高かった<sup>7</sup>。この時期には、目新しさによって南ア・ワインが抱えていた歴史的な質の悪さが隠されていたものの、それは長くは続かず、南アのワイン産業では輸出ブームから利益を得るためにさまざまな質の改良努力が行われた (Ponte and Ewert [2007: 59])。結果、ワイン産業に訪れた輸出ブームは、次の3点において、南アのワイン生産を革命的に変えたとされる。

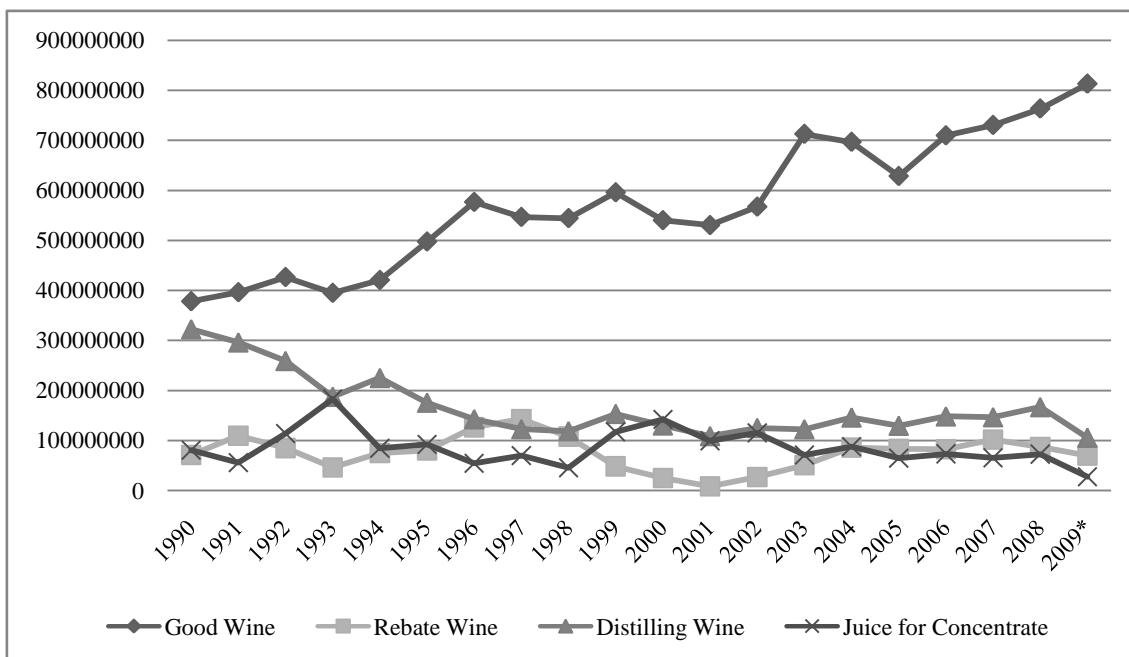
第一が、「良いワイン」(蒸留酒やブランデーの原料とならないワイン)の生産量が増加するとともに(図1)、なかでも赤ワインの生産量が著しく増加した。南アでは歴史的に白ワインの醸造が多かったのに対し、国際的に赤ワインに対する需要が拡大し、赤ワインの価格も高かったため、赤ワインの生産量が飛躍的に伸びた。1998年にはぶどう畑の75%が白ワイン品種で占められており、赤ワイン品種は25%であったが、2005年には両者の割合が半々になった (Ponte and Ewert [2007: 17])。ワインの生産量でも、赤ワインの生産は、1992年にはぶどうの全圧搾量のなかで10.9%だったのが、2002年には21%へと倍増した<sup>8</sup> (Ewert and Du Toit [2005: 326])。

---

<sup>7</sup> Mr Henry Peterson, Manager: BEE Programmes and Master Mentorship、ワイン産業開発協会 (Wine Industry Development Association: WIDA) インタビュー、2010年9月17日、於パール。

<sup>8</sup> ワイン用ぶどうは、植えてから最初に収穫できるまでに4年を要する。そのため、赤ワインの生産量は2000年代末にはさらに増えていることになる。

図1 ワイン生産量の変化（リットル）



(出所) DAFF [2010a]

(注) Rebate Wine はブランデー、Distilling Wine は蒸留酒や強化ワインの原料として使用されるワイン。2009年は推定値。

第二に、栽培されるぶどうの種類が、高収量品種から高価値品種へとシフトし、高級 (noble) 品種と呼ばれる品種の栽培面積が拡大した。1980年には、6つの高級品種 (Cabernet Sauvignon, Shiraz, Pinotage, Merlot, Sauvignon Blanc, Chardonnay) は、国全体のぶどう畑の6.5%にすぎなかったが、1990年までに6つの高級品種の割合はぶどう畑の12.5%まで増加、1995年にはぶどう畑の19%、新規作付けの42.5%まで増加した (Vink et al. [2004: 237])。また、1998年には、ぶどう畑のおよそ30%が、南アのワイン産業を長い間牽引してきた Chenin Blanc 種で占められており、6つの高級品種は全部合わせても全体の31%程度にすぎなかった。2005年には状況が一変し、Chenin Blanc 種が一番多いことには変わりはないが、ぶどう畑に占める割合は19%に減少した一方で、高級品種の割合は全ぶどう畑の54%に増加した (Ponte and Ewert [2007: 17-18])。

第三が、ワイン産業におけるアクターの増加である。とりわけ、協同組合が運営するワイン醸造蔵ではなく、個人や企業が経営する民間の醸造蔵の数が急速に増えると同時に、ワインの輸出業者が増加した。1996年から2005年までの間に363の醸造蔵が設立されたが、そのほぼすべてが民間の醸造蔵であり、このうち208蔵はぶどうの圧搾能力が年間100トン以下の小規模醸造蔵であった (Ponte and Ewert [2007: 49])。他方で、1998年以降、ぶどうをよりフレキシブルに調達し、ワイン銘柄と市場戦略を発展させるため

に、協同組合醸造蔵の多くが合併したり、会社組織に転換した<sup>9</sup> (Williams [2005: 477])。こうしてワイン醸造と流通・輸出にかかわるアクターが増加する一方で、南アのワイン産業では既存の大規模プレイヤーの再統合も起こった。1979年に経営統合し、その10年後に統合を解消していた SFW 社と Distillers 社が 2000年に再び合併し、Distell 社という南アで2番目に大きい酒類醸造卸売企業(ワインおよび蒸留酒醸造卸売企業としては最大)が誕生したのである<sup>10</sup> (Ewert and Du Toit [2005: 323])。

ワイン農場における労使関係にも、1980年代以降、いくつかの変化が起こった。1980年代には、国際的な南ア製品の不買運動に直面し、ワイン産業の好ましくないイメージを払拭するため、ステレンボッシュの白人農村コミュニティの発案から生まれた「農村基金 (Rural Foundation)」を中心に農場労働者の社会的向上のための試みがあった。海外のドナーからの資金援助などを元に、農場労働者のアルコール依存症を改善するためのプログラムが実施され、農場主に対しては労働者のための住宅設備の改善のみならず、農場での保育所やコミュニティ・ホールの設立が促された。労働者の代表組織として「コミュニティ」ないし「連絡」委員会が結成されたところもあった。しかしながら、農村基金による改革努力は西ケープのワイン農場の労使関係を抜本的に変えるものではなく、人種に基づく権力関係や序列意識を変えるものでもなく、「近代的な農場経営と温情主義的な農場経営の両方の要素を持つ新温情主義的」な関係に変えただけだったという意見が圧倒的である (Ewert and Du Toit [2005: 319], Ponte and Ewert [2007: 8])。

1994年以降は、労使関係法 (1995年) の拡大や法定最低賃金の導入 (2003年)<sup>11</sup>、農業部門での組合活動の自由化、「保有権保障の拡大法」(Extension of Security of Tenure Act: 1997、通称 ESTA) の制定などにより、農場労働者の権利拡大のための法律制定が相次いだ。結果、フルタイムで雇用されている農場労働者の賃金や雇用条件は改善したものの、他方で労働コストの増加を相殺するためにフルタイムの労働者の数を減らし、臨時労働者で置き換える農場主も増加したとされる。特に、ESTA が制定され、それ以前のように簡単に農場労働者を解雇することができなくなって以降、住宅の提供が義務づけられる正規雇用者を臨時雇用の労働者に置き換えようとする傾向が強まったことが報告されている。加えて、近年では、派遣業者を介在して臨時労働者や契約労働者を調達することで、雇用者が負うべきさまざまな義務を回避しようとする動きが見られ

<sup>9</sup> 1998年以降、2000年代半ばまでに協同組合の数は69から50に減った。19のうち2つは倒産した。その他は統合ないし、会社組織になった (Ewert and Du Toit [2005: 323])。

<sup>10</sup> KWV と並んで、SFW 社や Distell 社およびこれらを傘下におくレンブラント・グループは南アのワイン産業の発展において重要な役割を果たしたが、今回の中間報告書ではこれらの企業の役割については十分に把握できなかったため今後の課題としたい。

<sup>11</sup> Ewert and Du Toit [2005: 325]によれば、農場労働者の賃金に関する包括的なデータはないものの、西ケープ州ではおよそ35%の農場労働者が2003年の法定最低賃金導入の恩恵を受けた。ただし、二人は、賃金が上昇する代わりに伝統的な温情主義のもとで提供されていた「福利厚生」が縮小したという話もあると言い添えている。

るという (Ewert and Du Toit [2005: 326], Ponte and Ewert [2007: 9-10, 76-77])。

### 3. ワイン産業の構造と経済的貢献

これまで南アのワイン産業の歴史的な形成過程と、流通の自由化と国際市場へのアクセス拡大に伴う変容過程をもとに、同産業の特徴について論じてきた。本項では、統計資料によりつつ、ワイン産業の担い手構造や国民経済への貢献、世界のワイン市場における南アの位置付けなどについて整理し、ワイン産業の現状について概観を示す。

現在、南アを代表する農産物加工品であるワインは、西ケープ州を中心に、北ケープ州と自由州の一部でも生産されている。原料となるワイン用ぶどうの栽培面積は、南ア全体で 12 万 5002 ヘクタール (2009 年) である。業界団体が発行している『South African Wine Industry Directory 2010/11』によれば、2009 年のワイン産業全体 (輸送業なども含む) の国内総生産 (GDP) への貢献は 262 億ランド、およそ 2.2% 相当を占める。このほか、ワイン生産地での観光業 (wine tourism) により 43 億ランドの間接的な経済効果をもたらしている。ぶどうの生産者は 3667 (組織を含む) にすぎないが、ぶどう農場や醸造蔵 (セラー) の労働者、観光業を含めワイン産業全体で 27 万 5606 の雇用機会を提供しており、ワイン産業はとりわけ生産の中心地をなす西ケープ州における基幹産業となっている (WineLand [2010: 21])。

南アのワイン産業年次統計を出している南アフリカ・ワイン産業情報システム (South Africa Wine Industry Information and Systems: SAWIS) は、ワイン産業の主体を大きく 3 つに分類している (SAWIS [2010: 6])。

第一が、ぶどうを栽培する 3667 の生産者 (producer) である。このうち 4 割を超す生産者はぶどうの年間生産量が 100 トン以下にすぎない。500 トン以下の生産者は 78% に達する。他方、年間 1000 トンを超える生産者は 1 割にも満たない 355 人、5000 トンを超える生産者は 7 人しかいない (下記、表 1 参照)。つまり、南アのぶどう栽培は、1 割弱の年間 1000 トン超を生産する大規模生産者、8 割弱の年間生産量 500 トン以下の中小規模生産者、そして両者の中間をなす 1 割強の生産者によって担われている。ステレンボッシュ地域を中心に、小規模な農場のなかには、ホテルやレストランなどの観光産業と組み合わせて、ぶどうの栽培やワイン醸造をしているところも複数ある。そのような農場は、農場面積が比較的小さく、ぶどうの生産量が少なくても、ホテル経営などの観光業からの収入が重要な位置を占めている。

表1 ワイン産業の主体（2009年）（数）

ぶどう生産者	生産量 (トン)	1-100	1536
		>100-500	1314
		>500-1000	462
		>1000-5000	348
		>5000-10000	7
		<b>総計</b>	<b>3667</b>
醸造蔵	民間の醸造蔵		524
	生産者（協同組合）醸造蔵		57
	醸造卸売業者		23
	<b>総計</b>		<b>604</b>
バルク・ワイン 買い付け業者	卸売業者（醸造卸売業者含む）		61
	輸出業者		41
	<b>総計</b>		<b>102</b>

（出所）SAWIS [2010: 6]

第二の主体は、ぶどうを圧搾してワインを醸造する蔵（cellar）であり、2009年には604の醸造蔵があった。醸造蔵は組織形態によってさらに(1)民間の醸造蔵（private wine cellar）、(2)生産者醸造蔵（producer cellar、協同組合の運営する醸造蔵）、(3)ワインの醸造と卸売りの両方を行う醸造卸売業者（producing wholesaler）の3つに分けられる。このうち、民間の醸造蔵が524ともっとも多いものの、79%に当たる416醸造蔵では圧搾するぶどうの量が年間で500トン以下と大部分が小規模な醸造蔵となっている（下記、表2参照）。なお、民間の醸造蔵にはエステートが含まれる。醸造蔵設備を備えた農場はエステートとして登録され、自らの農場で栽培したぶどうを原料にワインを醸造し、瓶詰めされたワインはエステート・ワインを名乗ることができる。

他方、生産者醸造蔵（協同組合醸造蔵）はぶどうの年間圧搾量が大きいところが多く、2009年には57生産者醸造蔵のうち、39醸造蔵（68%）が年間1万トン超のぶどうを圧搾した。ワイン醸造卸売業者は23業者あり、ワインの生産規模は年間100トン以下から1万トン超まで規模はさまざまであるが、このなかの少数の大規模な醸造卸売業者がきわめて重要な役割を果たしている。現在、ワインの生産量が多く有名銘柄を多数持つ醸造卸売業者として、Distell社<sup>12</sup>、KWV社（第2節で述べるが、1997年に協同組合か

<sup>12</sup> Distell社は、現在、南アで瓶詰めされるワインの6割を醸造販売する同国最大のワインおよび蒸留酒醸造販売企業である（Prof. Andries Du Toit, Director, Institute for Poverty, Land and Agrarian Studies, University of Western Cape インタビュー、2010年9月16日、於ケープタウン）。

ら株式会社へ転換した)、DGB (Douglas Green Bellingham) 社などがあげられる (AT&T Consulting [2005: 16])。

南アのワイン産業を担う第三の主体であるバルク・ワインの買い付け業者は、ワイン醸造を担う業者を含めて卸売業者が 61、輸出向けのみ買い付けを行う業者が 41 で、全体で 102 業者 (2009 年) あった。

表 2 生産規模別の醸造蔵 (2009 年) (数)

ぶどう圧搾量 (トン)	民間の醸造蔵	生産者 (協同組合) 醸造蔵	醸造卸売業者	総計
1-100	273	0	8	281
>100-500	143	0	6	149
>500-1000	53	1	1	55
>1000-5000	51	10	3	64
>5000-10000	3	7	3	13
>10000	1	39	2	42
総計	524	57	23	604

(出所) SAWIS [2010: 6]

前項で述べたとおり、1990 年代以降、南ア・ワインの輸出が激増した結果、現在では南アで生産されるワインのおよそ半分が輸出されている。オーストラリアやアメリカと並び「新世界」ワインに分類される南ア産ワインの最大の輸出先は英国で、ドイツ、スウェーデン、オランダ、デンマークの順でヨーロッパ諸国が続く。南アはワイン用ぶどうの栽培面積では世界第 14 位ながら、ワインの生産量においては世界第 7 位、世界のワイン生産量の 3.6% (すべて 2009 年) を占める (SAWIS [2010], WineLand [2010: 21])。

ワイン産業における労働者の雇用に関する系統だった統計はないが、業界団体の発表によれば、観光業を含むワイン産業全体で年間およそ 26 万～27 万の雇用機会が生み出されている。しかしながら、そのうちの大部分がぶどう栽培農場における収穫時 (2 月～3 月) の季節労働者である (SAWIC [2007: 12])。この繁忙期を除くと、ワイン醸造には、農場の日常的な維持管理を行う労働者や醸造蔵で働く労働者を除いて、それほど多くの労働者を必要とはしない<sup>13</sup>。2007 年に実施された商業農場に対する南アフリカ統計

<sup>13</sup> 南ア通産省の委託調査報告書によれば、2000 年代初頭の時点でワイン産業が直接雇用する労働者の数は 10 万 9000 人。そのうち、醸造蔵でワイン製造に関わるものはわずか 2 万 2000 人であり、他方 4 万 4000 人がぶどう栽培農場で雇用される労働者であった。さらに、ワインの卸売、小売、輸送業で 4 万 3000 人が雇用されていた。また、7000 人がワイン産業関連の観光業で働いていた (AT&T Consulting [2005: 18])。

局の調査では、西ケープ州と北ケープ州においてとりわけ臨時・季節雇用労働者の割合が正規の労働者と比べて高くなっているが（Statistics South Africa [2010: 49]）、それはこれら2つの州においては、収穫時に大量の季節労働者を必要とするぶどうや落葉果実の栽培を行う農場が多いという事実を反映していると考えられる。

## 第2節 ワイン産業の再編と黒人の参入

本節では、黒人の参入を促すためのワイン産業独自の取り組みについて、1990年代から現在までの動きを整理する。

### 1. 南アフリカ・ワイン産業信託基金（SAWIT）の設立と活動

1990年代に入り、KWVはワインの買い取り価格やぶどうの栽培割当を決定し、市場に出回るワイン供給量を調整する際に得ていた「余剰ぶどう」の独占的な使用权を失った。法律によって守られていたワイン産業における中心的な位置づけを失うことになったKWVは、1996年10月、さまざまな制約のある協同組合組織から会社組織への変更を最高裁判所に申請することを表明した。それに対して、当時の土地問題・農業相であったデレック・ハネコム大臣が政治的介入を行い、ワイン産業の規制枠組みを見直し、KWVが一元的に産業独自の規制の役割を担っている際に獲得した資産のうち組合員の中で分配されるべき資産の中身を精査するための時間を政府に対して与えるよう裁判所に対して求めた。ハネコム大臣は、新たに設立された全国農業流通評議会（National Agricultural Marketing Council: NAMC）のカシア教授（Professor Kassier）を議長とする委員会を任命し、委員会はワインおよび蒸留酒産業における規制の枠組みを調査することになった。翌1997年に出された委員会の報告書は、ワインの流通に関する規制を撤廃すること、産業全体にかかわる情報の収集や調査研究を行うための資金源となる負担金の賦課権は産業全体を代表する新たな組織のもとに置くことなどを勧告した。加えて、同委員会は、「余剰ぶどう」の独占的な使用が「8億ランドに及ぶKWVの資産形成に大きな役割を果たした」ことを発見したが、この資産に対する国の権利は認めなかった（Vink et al. [2004: 238]）。

KWVとハネコム大臣との間での交渉の末、最終的に1997年9月、KWVの会社組織への転換が認められたが、その条件として、(1)農業・土地問題相とKWVがそれぞれ任命する理事が運営する信託基金を設立すること、(2)KWVは信託基金に対して向こう10年間にわたり2億ランドを拠出すること、(3)KWVは信託基金に対して向こう5年間にわたりサービスを提供すること、が定められた。こうして、ワイン産業を代表する新た

な組織として、1998年に「南アフリカ・ワイン産業信託基金」(South Africa Wine Industry Trust: SAWIT)が設立された。SAWITの事務所は、ステレンボッシュにある農業調査評議会(Agricultural Research Council)の一角に構えられた(Vink et al. [2004: 238-239], Williams [2005: 482-483])。

SAWITは、まず、異なる目的をもつ2つの非営利組織——「ワイン産業ビジネス支援委員会(Wine Industry Business Support Committee: BUSCO)」と「ワイン産業開発会社(Wine Industry Development Company: DEVCO)」——を設立したが、BUSCOの活動にはKWVによる拠出金の54.56%、DEVCOの活動には45.44%が割り当てられることになった<sup>14</sup>(Williams [2005: 483])。

BUSCOの主たる機能は、南アのワイン産業全体の発展のために行われる調査研究に対して資金援助をすることである。それゆえ、これまで、国際市場における南ア・ワインの輸出促進のために活動している「南アフリカのワイン(Wines of South Africa: WOSA)」、ぶどうの生産、ワイン醸造技術、サプライチェーンの技術革新などに関する調査研究を行う「ワイン産業専門知識と技術のネットワーク(Wine Industry Network of Expertise and Technology: Winetech)」、ワイン産業に関する統計情報の収集と提供を行う「ワイン産業情報システム(South African Wine Industry Information and System: SAWIS)」、ワイン産業の改良普及サービスを担い、ワイン生産者の代表組織として活動する「ヴィンプロ(Vinpro)」などの産業全体にかかわる組織・団体に対して活動資金を提供してきた(SAWIT [2010: 8], Vink et al. [2004: 239])。「端的に言って、これらの組織は、KWVがこれまでワイン産業に提供してきたサービスを肩代わりすることになった」のであり、すでに存在するWOSAやVinproなどの組織に対して資金を配分することは難しいことではなかった(Williams [2005: 483-488])。

それに対してDEVCOは、土地改革や黒人新規農民の参入促進を通じた、ワイン産業内部の「開発」事業の促進や農場労働者の生活向上のための事業への資金提供を担うことになった(Vink et al. [2004: 239], SAWIT [2010: 4-5])。受益者の特定や資金配分の方法を一から考え出さなければならなかったDEVCOの予算消化率は悪く、SAWITが設立されてから5年後の2003年初頭までにDEVCOは予算の21%しか支出できなかった

(Williams [2005: 488])。それでも2010年末に公表されたSAWITの過去10年間の活動に関する「独立パフォーマンス評価報告書1999-2009」によれば、黒人の新興農民支援ないし黒人コミュニティを対象とする社会的向上のため、SAWITは(1)黒人の企業・

---

<sup>14</sup> 後にSAWITは黒人の経済的向上を促進するための第3の組織として「ワイン産業エンパワーメント会社(Wine Industry Empowerment Company: WIECO)」を設立しているが、WIECOに対する活動資金の割当がSAWITのホームページ上や、後で引用するSAWITの最初の10年間の活動に関する「独立パフォーマンス評価報告書1999-2009」においては確認できなかったため、ここではBUSCOとDEVCOについてのみ言及している(SAWITウェブサイト: [www.sawit.co.za](http://www.sawit.co.za)、2010年9月3日閲覧)。

組織が運営する、もしくは運営に関わっているワイナリー（「BEE ワイナリー」<sup>15</sup>）支援、(2)奨学金事業、(3)NGO や CBO への資金援助、(4)労働組合支援——の 4 つの分野での活動に資金援助を行ってきた。

(1)BEE ワイナリー支援については、SAWIT は全部で 23 の BEE 企業・組織に対して、3 年間にわたり、財政ないし非財政的支援を提供してきた<sup>16</sup>。しかし、独立評価報告書は BEE ワイナリーの抱える弱点についても言及している。つまり、SAWIT が支援した企業・組織のほとんどが、製品の決定やワインのスタイル、種類などに関する影響力やかかわりがきわめて薄く、ワインの買い付け（sourcing）という点でしかバリューチェーンに参入していない。BEE 企業・組織が土地の所有者やぶどう栽培農場の持ち主となっている場合には、ビジネスへの「より健全な」かかわりが見られるものの、その数はきわめて少ない。また、ワイン銘柄やワイン・レーベルの製造に強調点が置かれている場合には、思ったほどの利益が上がっていない。さらに、各 BEE 企業・組織がターゲットとしている市場は基本的に同じであり、明白な市場戦略を持っていたり、ターゲットとなる集団間の微妙なニュアンスを理解したり、国ごとの違いを理解している企業・組織はほとんどないという（SAWIT [2010: 10-11]）。

(2)奨学金事業では、ステレンボッシュ大学のぶどう栽培醸造を専門とする農学の学士課程やケープタウン大学の経営学大学院、ケープ・ワインアカデミーでの就学生に対して奨学金を支給したほか、フランスのブルゴーニュ地方やアメリカのワイン醸造地域での交換留学事業の参加者に対して奨学金を支給した（SAWIT [2010: 12]）。

(3)NGO や CBO への資金援助事業では、西ケープ州の 15 団体に資金援助が行われた。農場労働者向けの社会開発事業を行っている主な組織は、「農村開発ネットワーク（Rural Development Network: RUDNET）」、「ドップ・ストップ（Dopstop）」、「法律農村研究センター（Centre for Legal Rural Studies）」などがあげられる。また、特定の目的により特化した組織としては、女性農場労働者の権利の向上と開発事業を支援する団体である「ウィメン・オン・ファーム・プロジェクト（Women on Farms Project: WFP）」や、胎児アルコール症候群の発生予防のための活動をしている「胎児アルコール症候群に関する事実（Fetal Alcohol Syndrome Facts: FASFacts）」、フェアトレード活動を促進している「ワイン産業倫理的取引協会（Wine Industry Ethical Trade Association: WIETA）」などがあげられる（SAWIT [2010: 13]）。

最後に、(4)労働組合支援については、1994 年以降の労働関連立法に関する農場労働

---

<sup>15</sup> BEE については第 3 節で詳述するが、ここではさしあたり、南アで BEE という言葉が(1)黒人の企業・組織が経営する、もしくは経営に関わっているという実態を指す場合と、(2)黒人の経済的向上を目的としているという意図を指す場合の両方の意味で用いられることを注記しておく。

<sup>16</sup> ただし、SAWIT の独立評価報告書は、23 組織のうち 18 組織しか名前をあげていない。

者向けの啓発事業に対して資金援助が実施されてきたが、SAWITによれば、西ケープ州には13の農場労働者の組合が存在するものの、組合はおよそ38万7000人の農場労働者のうちの8.5%を代表するに過ぎない（SAWIT [2010: 14]）。

## 2. ワイン産業への黒人の参入形態

ワイン産業は、ぶどうの収穫時に大量の労働力が必要な労働集約的産業であると同時に、苗を植えてから4年間は収入を得ることができないため、投資に対する見返りを得るのにかかる時間が長い産業である。また、栽培したぶどうを原料にワインを醸造する過程においては、ワイン醸造設備が必要となるため、資本集約的産業でもある。ステレンボッシュ地域などではワイン農場の規模が比較的小規模であるが、観光ビジネスとしても展開されているために、土地の単価がきわめて高い。それゆえ実際には、これまでのところワイン産業への黒人の参入はきわめて限られたものでしかなく、2003年時点でぶどう生産地の黒人所有率は1%に満たなかった。ぶどう栽培とワイン醸造両方の過程において黒人の新規参入が非常に困難なワイン産業では、政府の土地改革政策によって農場の所有権を白人農場主から黒人に移転するのではなく、「農場持ち株 (share equity) スキーム」という特異な形式での「土地改革」が行われてきた。

### (1) 農場持ち株スキーム

農場持ち株スキームは、1990年代半ばの民主化直後から、数的には少数であるものの、いくつかのぶどう栽培農場や果樹園農場で実施されてきた。これは、南ア政府の土地改革事業の一環である一世帯当たり1万6000ラントという「入植土地獲得補助金 (Settlement and Land Acquisition Grant: SLAG)」を利用して、農場で働く労働者に対して農場の株式を売却する形で農場の所有権の一部を労働者に移転するスキームである<sup>17</sup>。ぶどう栽培農場や果樹園農場、野生動物観光農園の経営など、土地に対して多額の資本投下が行われビジネスが軌道にのっている場合には、政府が土地改革のために用意した補助金で土地とビジネスの両方を購入するのはほぼ不可能である。加えて、南ア政府の側でも、土地改革によってすでに成功しているビジネスに水を差すような真似はしたくない。それゆえ労働者が株式の一部を所有することで、黒人による土地「所有」の割合が増えると同時に、将来的に農場の経営や管理部門への黒人の登用を促していくことが、同スキームの長期的な目的である。

<sup>17</sup> 近年では、土地返還事業の進展とともに、リンポポ州などでクルーガー国立公園の土地に対する土地返還申請を解決するための方策としても援用されるようになっている (Robins and van der Waal [2006])。

しかしながら、農場持ち株スキームで農場労働者が取得する株式は、たいていの場合にごくわずかな割合にすぎず、農場の経営に実際に影響力を持つことは不可能であるばかりか、持ち株スキームそのものが非常に複雑なため、株式を保有することになった労働者の間でどれほどスキームが理解されているかについて疑問を呈する研究もある (Derman, Lahiff and Sjaastad [2010])。

SAWIT の BEE 担当者によれば、事務所があるステレンボッシュおよびその北に位置するパール近郊で黒人 (ないし黒人の集団) が実際にぶどう栽培農地を所有し、現在もその農地でぶどうの栽培をしている例はわずか 2~3 件であるという。そもそも持ち株スキームを実施して労働者に農場の一部を売却する農場主が少ないことに加えて、持ち株スキームで取得した農場で労働者がぶどう栽培を続けていく上でさまざまな困難に直面し、事業が頓挫してしまう事例が多いのである。これらの地域での持ち株スキームの場合、農場主が所有する複数の農場の一つないし一部を農場労働者に売り、労働者が所有している形にするが、労働者が経営に関わる事例はほとんどないという。また、この場合、栽培したぶどうは、農場にあるワイン醸造設備を利用してワインを生産するか、あるいは近くのワイン醸造蔵に売却することになる<sup>18</sup>。いくつかの具体例を挙げてみよう。

#### ① New Beginnings 事業 (Nelson Wine Estate)

ワイン農場における最初の持ち株スキームの事例であり、1997 年に始まった。農場労働者が政府の補助金を利用して、農場主から彼らに割り当てられた 20 ヘクタールの土地を購入。ぶどうの植え付け (replant) をし、畑から収穫したぶどうでワインを醸造し、自分たちの銘柄 (「New Beginnings」) として売り出すというビジネスモデルを作った。この事業は同じような取引のモデルとなったとされる (AT&T Consultants [2005: 22])。

だが、ホームページの情報によれば、2003 年以降、「New Beginnings」銘柄のワインは醸造されていない<sup>19</sup>。

#### ② Fair Valley 事業 (Fairview 農場)

1997 年 6 月、Fairview 農場近郊の 17 ヘクタールの土地が公共オークションで売却されることになった。農場主である Charles Back が土地省にコンタクトし、労働者が土地改革のための補助金を得られるように申請した。労働者が補助金受け取り資格を持つことを確認したうえで、Back は労働者向けの住宅を提供するために代理で土地を購入。

---

<sup>18</sup> Mr Henry Peterson, Manager: BEE Programmes and Master Mentorship, WIDA インタビュー、2010 年 9 月 17 日、於パール。および Dr Gerhard van Wyk, BEE and Social Development Project Manager, SAWIT インタビュー、2010 年 9 月 22 日、於ケープタウン。

<sup>19</sup> Nelson Wine Estate ウェブサイト(www.nelsonscreek.co.za)、2010 年 11 月 4 日閲覧。

しかし、住宅建設費用が想定よりもかさむことが判明し、補助金では足りないため、他の財源を探すことになった。土地改革事業を進めるために作成された「ビジネスプラン」では、59の受益者世帯が自分たちの農場に高級品種を植え、Fairview農場のワイン醸造蔵でワインを造り、「Fairvalley」という新しい銘柄で売り出す計画がたてられた。ぶどう畑が収穫を迎えるまでの間は、Fairview農場からぶどうを購入し、自分たちの責任でワインを醸造する。それにより、銘柄を創出し、住宅開発のための資金源を生み出す。購入した土地に住宅が完成した暁には、既存の住居はゲストコテージに変え、観光客に貸し出す。観光事業からの収入は、両農場間で分ける。Fairview農場のアプローチは、農場外に居住の場を創り出すことによって、雇用者がESTAの義務を負わずに済むようになる点で農場主にも利点がある（Hamman and Ewert [1999: 451-452]）。

「Fairvalley」ワインは1998年から国外市場で販売されるようになり、現在でも輸出されている。Fair Valley労働者組合（Fair Valley Workers Association）は、組合定則でFairview農場の正規（フルタイム）労働者であることを組合員資格として定めており、2010年9月時点での組合家族数は42であった。Fair Valley労働者組合が購入した土地にはまだ8件の住宅しか建っていないが、その理由は住宅建設のための資金源である

「Fairvalley」ワインの売上金が、組合員の家族全員の住宅建設費用を捻出するには不十分であるためである。数年前から購入地を含む土地での住宅開発計画をデベロッパーからもちかけられており、州政府の規制が厳しく住宅開発はまだ実現してはいないが、話し合いは続いているとのことである<sup>20</sup>。

### ③ 「Freedom Road」事業（Uitgezocht農場）

労働者を雇用する資金の不足に直面した新規ワイン農場主（元コンピュータアナリスト）が、近隣の農場主のもとで働く労働者とシェアクロッピング（分益小作）の契約を結んだ。労働者はぶどうの収穫時に労働力を提供する代わりに、2000ケース分のワインを対価として受け取るようになった。このワインは「Freedom Road」の銘柄で輸出され、1998年半ばまでにスウェーデンと英国で売られるようになった。71人の労働者は土地獲得補助金とワインの売上金を利用して、Klapmuts町近郊の2ヘクタールの土地を購入し、そこに住居を建てることになった（Hamman and Ewert [1999: 452-453]）。

農場持ち株スキームは、長期的な可能性は秘めているものの、「過去の伝統からのラディカルな決別」ではなく、むしろ「経営者と労働者の利益の一致を強調することで、温情主義のイデオロギーのもっとも基本的要素の急進化ないし拡大を意味する」といっ

---

<sup>20</sup> Mr Enoch Zeleni, Marketing and Sales, Fair Valley および Mr Tommie Fortuin, Chairperson, Fair Valley Workers Association インタビュー、2010年9月20日、於ステレンボッシュ。ならびに Fair Valley ホームページ（[www.fairvalley.co.za](http://www.fairvalley.co.za)）、2010年9月5日閲覧。

た批判的意見がある (Ewert and Du Toit [2005: 330])。加えて、(1)土地 (農場) や株式の購入時に、政府の補助金などの公的な資金援助が必要である、(2)株式の所有割合が過半数を超えることはほぼ皆無ゆえ、経営に対する実質的な発言権は確保されない、(3)スキームが複雑で、かつ株式の配当がすぐに目に見える形で現れるわけではない、(4)農場の購入のための公的資金援助はあるが、農場を継続的に運営していくための運転資金に対する支援が欠如している、といった問題点があげられる。実際に、1990年代末の文献で紹介されていた事例のなかには、事業が当初の計画通りに進んでいなかったり (Fair Valley 事業の例)、事業が行き詰まっている例 (New Beginnings 事業の例) もある。

他方で、ワイン産業では小規模ビジネスの可能性がまったく存在しないというわけでもない。南ア通産省の委託研究は、次のように述べる。

ワイン農場は非常に資本集約的で、典型的な小・中・零細規模企業 (SMME) タイプのビジネスとは言えない。が、近年のトレンドとして、非常に小さな土地でぶどうを栽培するか、あるいはさまざまな生産者からぶどうを購入して、ワイン醸造のみを担う数多くの小規模なワイン生産者が出現してきている。“Garagiste”ワイン生産者とは、しばしばワイン醸造設備を借りて、個人あるいは小規模な流通販売を目的に少量の規模のワインを生産する小規模生産者を指す。数多くのこのようなワインが賞を獲得していることは、これらの小規模生産者が潜在的に成功の可能性があることを証左している (AT&T Consulting [2005: 25-26])。

南ア通産省の委託研究は、ワイン産業における黒人の新規参入について述べているわけではないが、上記で述べられていることは人種を問わず可能性がある。さらにワインのような嗜好品は、食料とは違う形で付加価値を付けることができる。たとえば、南ア国内では難しいとしても<sup>21</sup>、国際市場においては、「南アの BEE ワイン」ということが一つの付加価値を提示する。他にも有機ワインやフェアトレード・ワインなどがある<sup>22</sup>。

---

<sup>21</sup> 民主化後、ワインの輸出が急増したのとは対照的に、南ア国内におけるワインの消費量はむしろ減ってきている。2000年以降の酒類の市場シェアを見ても、第1位の麦芽ビールが42.9% (2000年) から47.5% (2009年) にシェアを伸ばしたのに対し、第3位のワインは14.0% (2000年) から12.2% (2009年) へ市場シェアは減少している。ちなみに第2位のソルガムを原料とするアフリカ人の伝統ビールも24.2% (2000年) から17.2% (2009年) へと同期間に大きく市場シェアを減らしている (SAWIS [2010: 30-31])。

<sup>22</sup> 本章では「持ち株スキーム」の具体的な個別事例については詳細に検討することができなかったが、同スキームには実際にはさまざまな形態があり、来年度は現地調査を通じて個別事例について実態を把握したうえで、可能な限りの類型化を試みたい。

## (2) ワイン銘柄ビジネス

ぶどうの栽培やワイン醸造への黒人の参入が現時点ではきわめて限られているのに対して、ワイン産業への黒人の新規参入の形態としてより多く見られるのは、特定のワイン銘柄を創出し、売買取引を行う黒人の企業体である。パール (Paarl) にあるワイン産業開発協会 (Wine Industry Development Association: WIDA) が所有する黒人銘柄ワインのリストには、50 件の黒人銘柄ビジネスが記載されている。銘柄名は、「Cape Dreams」、「Women in Wine」、「Seven Sisters」などの英語名のほか、「Thandi」、「Thokozani」、「Tukulu」、「Lathitha」などの南アのアフリカ人の第一言語を用いたものも多い<sup>23</sup>。

ワイン銘柄ビジネスのなかには、上記で述べた「農場持ち株スキーム」などを利用してぶどうを栽培する、あるいは農場主からぶどうを購入し、農場主の醸造設備を利用してワインを醸造し、独自の銘柄として売り出している場合もあるが、それは少数で、ほとんどがワインの買い付け業者としての参入となっている<sup>24</sup>。後者の場合、瓶詰めワインをケースで購入し、レーベルを張り、自らの銘柄として売り出すビジネスへの参入なのであり、ぶどうの栽培やワインの醸造などワイン産業の根幹過程への参入とは言えない。しかも、上記で述べた SAWIT の報告書が BEE ワイナリー支援をめぐって指摘しているように、明確な市場戦略を持たないことが多く、市場をめぐって BEE 企業間での競合が避けられないという課題もある<sup>25</sup>。

### 第3節 AgriBEE とワイン産業

2000 年代に入り、農業部門への黒人の参入を促すための南ア政府による新たな政策が具体化してきた。「農業部門における広範な黒人の経済的向上 (AgriBEE)」政策である。本節では、AgriBEE 政策を巡る展開とワイン産業における AgriBEE への取り組みについて整理する。

---

<sup>23</sup> このリストは WIDA の BEE 担当責任者である Mr Henry Peterson が作成したものである。筆者は 2010 年 9 月に同氏から入手した。ただし、同氏によればこのリストはワイン産業の BEE 企業・事業をすべて網羅したものではない。

<sup>24</sup> 50 件のうち、16 件は農場を所有し、ぶどうの栽培にも関わっているが、34 件は銘柄のみを所有するビジネスである。

<sup>25</sup> Mr Henry Peterson, Manager: BEE Programmes and Master Mentorship, WIDA インタビュー、2010 年 9 月 17 日、於パール。銘柄を創出する際にワインの味や風味の設計にどれだけ実質的に関わっているのかや具体的な市場戦略などの銘柄ビジネスの実態については、来年度、現地調査を通じて明らかにすることとしたい。

## 1. AgriBEE 政策の展開

農業部門における広範な黒人の経済的向上 (AgriBEE) のための政策的フレームワークは、2002 年から 2004 年にかけて行われた農業省と 5 つの主たる農産物生産部門 (穀物、綿花、砂糖、ワイン、牛肉) の代表者との協議過程を通じて、基礎が作られた (SAWIT [2010: 6])。黒人の経済的向上 (BEE) 政策そのものは 1990 年代半ばから実施されてきたが、2003 年に「広範な分野における BEE 法 (Broad-based Black Economic Empowerment Act: Act 53 of 2003)」が制定され、政治権力に近い少数の黒人富裕層に限らず、裾野を広げて社会の広範な分野において黒人の参入を促すための政策として BEE が新たに展開されることになった (DoA [2004])。Williams [2005: 479]は、広範な BEE 法の制定によって、農業部門における黒人支援策の焦点が「土地改革から BEE に移り変わった」と述べている。

2004 年に農業省が発表した「AgriBEE」文書は、「広範な BEE」を「女性、労働者、若者、障害者、農村住民を含むすべての人々の経済的向上」として包括的に定義した上で、そのための手段として黒人による企業や生産組織の「所有と経営の増加」を掲げた。具体的には、「黒人が 50.1%以上の株式を所有する場合および実質的な経営支配を行っている企業」を「黒人企業」と定義し、「黒人が 25.1%以上の株式を所有する企業」を「黒人が経済的にエンパワーされた企業」と定義して、これらの企業に対する優先的調達や投資を行うとした (DoA [2004: 7-8])。さらに翌年、農業省は、農業分野での小・中・零細規模企業 (SMME) の発展支援を目的に、土地銀行を運営母体として、AgriBEE 株式基金を設立した。また、農産物ごとの業界団体に対して、AgriBEE 憲章を制定し、黒人新興農民を農業生産の主流部門に統合するためのビジネスモデルを作成することを義務づけた。

2008 年に正式に政府の政策として発表された AgriBEE 憲章 (AgriBEE Sector Charter、通称 AgriBEE Charter) は、憲章の影響力が及ぶ範囲として、(1)農産物の生産、(2)農産物の生産に従事する経営体への投入財ないしサービスの提供、(3)農産物の加工、(4)農産物の輸送・備蓄・売買および関連活動に関わる業務——これら 4 つの業務から主たる収入を得ている経営体と定めた。すなわち、農産物の生産を行う個人の農場主から、農産物の加工を行う企業体まで、農業という産業チェーンに関わるすべての経営体に対して、AgriBEE 憲章の遵守が求められることになった。それぞれの経営体がどれだけ AgriBEE 憲章を遵守しているかどうかは、以下の 7 つの分野にわたるエンパワーメント指標に関するスコアカードの提出によって決められる (DAFF [2010b])。

表 3 AgriBEE スコアカード

	エンパワーメント指標	AgriBEE 点数の比重割合 (A)	(A)と(B) の差	BEE スコア カード点数の比 重割合 (B)
1	所有（土地および株式）	20 ポイント	0	20 ポイント
2	経営	10 ポイント	0	10 ポイント
3	雇用の均等	10 ポイント	-5	15 ポイント
4	技術開発	20 ポイント	+5	15 ポイント
5	優先的調達	20 ポイント	0	20 ポイント
6	企業開発	10 ポイント	-5	15 ポイント
7	農村開発・貧困削減・企業の社会的 投資	10 ポイント	+5	5 ポイント

(出所) DAFF [2010b]

AgriBEE スコアカードは、もともと南ア社会全体に関わる「広範な分野における BEE 法」によるスコアカードをもとに作成されたものであるが、オリジナルなスコアカードと比べて、農業分野の場合には、技術開発と農村開発や貧困削減に関するポイントが高く設定されているのが特徴である。逆に、雇用の均等や企業開発の点ではポイントが低く設定されている。

また、AgriBEE の重要な点として、年間売上高が 500 万ランド未満の企業は免除されることが挙げられる。南アの商業農場経営者（組織を含む）の 93%以上が AgriBEE の遵守を免除されることになるのである（Statistics South Africa [2010: 87]）。売上高が 500 万ランド以上 3500 万ランド未満の企業は、BEE 度を測る指標となる 7 項目のうち 4 項目を選択し、4 項目についてのみ遵守すればよい（DAFF [2010b]）<sup>26</sup>。AgriBEE は、経営体の所有のあり方に 20 ポイントともっとも高い点数をおいているが、年間の売上高が比較的少ない経営体を免除することで、南アの商業的農業部門の大多数をなす個人の農場主が所有する農場を黒人に移転することは対象外としているのである。むしろ AgriBEE の主眼は、農産物の加工業や投入財の提供、流通、輸送などの農業に関わる上流、下流双方の比較的大きな企業への黒人投資家や企業家の参入を促すことにあると言えるだろう。

<sup>26</sup> その場合、各項目に対する比重は等しく扱われ、1 項目当たり 25 ポイントで計算される。

## 2. ワイン産業の BEE 憲章

ワイン業界は農業省による AgriBEE 政策立案のための協議過程に参加していたこともあり、産業独自の BEE 憲章制定へ向けた始動も早かった。2003 年末、SAWIT が、「南アフリカ・ワインおよびブランデー法人 (South African Wine and Brandy Corporation: SAWB)」とともに、ワイン産業における BEE について話し合うための会議を招集した (SAWIT [2010: 6])。SAWB はこの会議が開かれる前年に業界内の 2 大企業である KWW 社と Distell 社のイニシアティブによって、「革新的で企業家精神にあふれる産業」を創出するための「ヴィジョン 2020 戦略的事業<sup>27)</sup>」を推し進めるために設立された業界内組織である。SAWB はワイン産業全体を代表する機関として位置づけられ、理事会は、ワイン醸造蔵 (セラー)、流通業界、ぶどう栽培者、労働者の 4 つの部門の代表から構成された (Williams [2005: 484])。

当時の SAWIT 会長 (Gavin Pieterse<sup>28)</sup>) によれば、会議開催時点で、ワイン産業における黒人の所有は 1% にも満たなかった。会議の目的は、2005 年末までにワイン産業の BEE 憲章である「ワイン産業転換憲章 (Wine Industry Transformation Charter)」を制定することであり、この目的を達成するため、ワイン憲章諮問委員会 (steering committee) が結成された (SAWIT [2010: 6], Williams [2005: 490-491])。この会議で SAWB が提案した「南アフリカ・ワイン産業のための SAWB の戦略的計画 (Wine Industry Plan: WIP)」文書が、ワイン産業における BEE 憲章草稿の基礎となった (Ewert and Du Toit [2005: 331])。

「WIP」は「ヴィジョン 2020」を基礎にした文書であったが、「ヴィジョン 2020」が「きわめて技術的で、新自由主義的な内容に終始し」、ワイン産業への黒人の参入については何も述べていなかったのに対し (Ponte and Ewert [2007: 11])、「WIP」では「ヴィジョン 2020」には言及されていないエンパワーメントが最も重要なものと見なされるようになった (Williams [2005: 484-485])。南ア政府の AgriBEE 政策が具体化するにつれ、ワイン産業内部の指導層は黒人の参入をワイン産業の未来を語る上ではもはや無視できない現実として受けとめていったと考えられる。

2006 年に SAWB は「南アフリカ・ワイン産業評議会 (South African Wine Industry Council: SAWIC)」に再編され、マンデラ政権やムベキ政権のもとで大臣を務めた Kadar Asmal が会長を務めることになった。SAWIC には、SAWIS や Winetech、WOSA などの

---

<sup>27)</sup> 「ヴィジョン 2020」はもともと 1999 年に Winetech が発表した文書であり、南アのワイン産業が国際競争に勝ち、利益を挙げていくためになすべきことについて論じた調査研究文書であった (Ponte and Ewert [2007: 5, 11])。

<sup>28)</sup> Gavin Pieterse は、2002 年初頭に農業土地問題相により SAWIT の新たな理事に任命された 6 人のうちの一人。African Renaissance Holdings の CEO で Black Management Forum の元代表 (Williams [2005: 488])。

南アのワイン産業に関する情報収集や調査研究、輸出・国内消費・ワインツーリズムの振興を行う団体に加えて、開発転換部門（Development and Transformation Unit）が新たに創設され、ワイン産業の BEE 憲章制定の役割を引き継ぐことになった。また、戦略的問題について SAWIC に助言を行う助言フォーラム（Advisory Forum）が新たに設立され、フォーラムには VinPro や Wine Cellars of South Africa といったぶどう生産者とワイン醸造蔵の団体のみならず、SAWIT、「黒人ワイン蒸留酒産業協会（Black Association of Wine and Spirits Industry: BAWSI）」、「全国アフリカ人農民組合西ケープ支部（National African Farmers Union-Western Cape: NAFU-Western Cape）」、NGO の「農村開発ネットワーク（RUDNET）」などの黒人農民や黒人のビジネスマン、農場労働者を支援してきた農村市民社会組織の代表なども参加した（Ponte and Ewert [2007: 12]）。

最終的に農業省の AgriBEE 憲章に先立つ 2007 年 11 月、SAWIC は「ワイン産業転換憲章」（以下、ワイン憲章）を発表した。ワイン憲章のスコアカードは、AgriBEE 憲章と同一の 7 項目（所有、経営、雇用の均等、技術開発、優先的調達、企業開発、農村開発および貧困削減）を指標として挙げ、経営体の規模による遵守基準も同一の基準を採用している。すなわち、「年間の売上高が 3500 万ランドを超える大企業はスコアカードの 7 つの要素すべてについて遵守することが求められる。年間の売上高 500 万から 3500 万ランドの小規模企業は、7 つのうち 4 つの要素について遵守が求められる。年間の売上高が 500 万ランド未満の零細企業は遵守を免除される」（SAWIC [2007: 2, 8]）。

ワイン産業においてこの免除規定がどれぐらいの範囲に及ぶのかについて、ワイン憲章によれば、「(売上高の半分がワイン用ぶどうの売却による収入であると仮定した場合)、ぶどうの生産で 500 万ランドを超える売上高を達成するには、生産者は 500 トンから 2500 トンのぶどうを供給しなければならない」ため、「およそ 80%にあたるワインぶどう栽培農場」が憲章の対象外となってしまうことになる（SAWIC [2007: 9]）。他方、ワイン醸造蔵（セラー）については、ワイン憲章とは別に定められる酒類醸造業に携わる経営体を対象とする酒類産業憲章（Liquor Industry Charter）の対象ともなる<sup>29</sup>。酒類産業憲章は、年間 400 万リットル以上のワインを醸造する経営体を対象とする見込みであるため、年間のワイン醸造量が多い生産者（協同組合）醸造蔵すべてと比較的少数の民間のワイン醸造蔵が同憲章の対象となる。ワイン憲章は、これらの醸造蔵の売上高が年間 3500 万ランドを超えることは想像に難くないとも述べ（SAWIC [2007: 18]）、ワイ

---

<sup>29</sup> ワイン憲章の対象範囲には、ぶどうの生産者、ワイン醸造蔵、ワインの流通業者（卸売、小売、輸送）が含まれる。それに対して、酒類産業憲章の対象は、ビール、ワイン、蒸留酒などの酒類全般の醸造と流通販売に関わる経営体となるため、ワイン産業の 3 大主体のうち、ぶどう生産者を除き、醸造蔵や醸造卸売業者はワイン憲章と酒類産業憲章両方の対象となることになる。なお、酒類産業憲章については、2004 年から 2006 年にかけて業界内で議論が行われていたようであるが、最終的に憲章が制定されたのかどうかについては、今回は確認できなかったため、来年度の確認課題とする。

ン産業のバリューチェーンにおいては、ぶどう栽培農場よりもワイン醸造蔵でより多くの付加価値が生み出されていることを明らかにしている。

しかしながら、ワイン憲章は、BEE について、「競争力、自然資源の持続的利用、社会的に責任ある酒類の消費」と並ぶ、「4つの戦略目標の一つ」であるとし、ワイン産業が BEE を重要課題として受けとめる姿勢を明示した (SAWIC [2007: 10])。また、「売上高に関わらず、BEE を無視する南アのワイン企業は自らの危険を覚悟しなければならない」、あるいは「産業の人種構成を変えるため、意図的でエネルギーギッシュな歩みを進めることは、産業全体の政策であるべきである」(SAWIC [2007: 9]) とも述べ、経営体の規模の大小を問わず、BEE が今日、避けて通れない課題であるという認識も示した。

その一方で、ワイン憲章は、黒人がぶどうの栽培やワイン醸造に新規に参入するのは、初期投資に必要な資金や栽培・ワイン醸造の技術面での知識と経験の欠如などの問題のため困難であり、事業として失敗する可能性が高いと述べ、白人農場主から黒人に土地の所有権を移転する通常土地改革のやり方ではワイン産業の転換は不可能であると断言する。ワイン憲章が奨励する土地改革の方法とは、第2節で述べたような「持ち株スキーム」の形で農場の一部や株式の売却を通じて所有権の移転を行うことである。このスキームを使えば、農場の地価に左右されずにワイン産業に黒人が参入することが可能となるため、このスキームを広めるべくスコアカードの「所有」項目にボーナスポイントが加えられるべきであると提案した (SAWIC [2007: 20])。

農業省の AgriBEE 憲章に先立ってワイン憲章を発表したワイン産業であったが、現在、ワイン憲章の実行は不可能な状況に陥っている。ワイン産業の代表組織として設立された SAWIC が、会長を務めた Kadal Asmal が突然、2008年に辞任を表明した後、産業内部のさまざまな組織を代表する理事のほとんどが辞任し、崩壊してしまったからである (SAWIT [2010: 7])。現時点では、SAWIC に代わる組織はまだ設立されていないようである。

### 3. KWV 社の BEE 取引

ワイン憲章の実行が先行き不透明であるとはいえ、ワイン産業では主として大企業による黒人集団 (コンソーシアム) への一部株式の売却を通じた BEE 化 (本章では、このような株式売買を BEE 取引と呼ぶ) が、ワイン憲章の制定と並行して進んできた<sup>30</sup>。

---

<sup>30</sup> BEE 取引ごとに集団の構成員は異なるが、多くの場合に、(1)複数の黒人投資家と(2)対象企業の労働者の代表組織がコンソーシアムに入っているようである。ただし、本項で見ると、KWV 社の BEE 取引には他にも農村開発 NGO や CBO など農村「市民社会組織」が含まれていた。KWV 社の事例のようにたくさんの黒人「代表」組織・団体が参加する取引が一般的な BEE 取引なのかどうかは、現時点ではわからない。本項で KWV の BEE 取引の例を取り上げるのは、それがワイン産業における BEE 取引の典型例であるからではなく、

その先端を切ったのは、2003年、アングロ・アメリカン農場（Anglo American Farms: Amfarms）が、黒人投資家を含む投資家集団に対して Boschendal ワイン農場を売却した取引だった。翌年には株式会社に移行した KWV 社の BEE 取引が実現され、2005年には Distell 社の株式の一部が黒人の投資家に売却された。KWV 社や Distell 社ほどの大企業ではないものの、南アのワイン・蒸留酒産業において有名なワイン醸造販売業者の一つである DGB 社の株式も 10%は黒人が所有している。民間の醸造蔵のみならず、元協同組合が経営する醸造蔵のなかでも黒人投資家に対して株式の売却が行われたところがあるという（Ponte and Ewert [2007: 12-13], AT&T Consultants [2005: 20-21]）。

株式の売却を通じて大企業の BEE 化が進むこと自体は南ア経済界の転換を示す大きな潮流の一つであり、望ましい方向への変化かもしれない。しかしながら、KWV 社の BEE 取引を巡っては、株式の購入に伴う資金の出所、株式を購入する黒人の集団の構成、株式取得による利益の分配などを巡って、いくつかの問題も指摘されている。よって最後に、KWV 社が株式の 25.1%を黒人のコンソーシアムに売却することで BEE 化を押し進めた事例を詳細に検討した Williams [2005]によりながら、BEE 取引の問題点について整理しておきたい。

第 1 節で述べたように、1990 年代前半まで、KWV はぶどう栽培農場主や醸造蔵から「余剰分」のぶどうとワインを引き受け、それをを用いて強化ワインや蒸留酒を醸造し、輸出する独占的な権利を持っていた。ワイン産業の流通改革を経て、1997年に株式会社に転換した当初は、KWV 社自身が株式を所有する SFW 社や Distell 社（2000年に SFW 社と Distillers 社が再統合した会社）との直接的な市場争いを避けるため、国内市場には参入しない方針を発表していた。ところが、「余剰分」へのアクセスを失い、一個の民間企業として他の輸出業者や諸外国のワイン生産・流通業者と競争しなければならなくなると、必然的に国内市場に参入せざるを得なくなった。国内市場に参入する際に KWV の株式所有構造の再編が行われることになり、政治的な理由から黒人のコンソーシアムが一部の株式を所有することが決定された（Williams [2005: 487]）。

KWV 社の株式を黒人のコンソーシアムに売却するためには、購入する主体が特定されなければならないが、KWV 社の BEE 化の促進において、さまざまな BEE 組織の調整を図る役割を果たしたのが SAWIT であった。このとき、西ケープ州における農場労働者の代表組織として台頭してきたのが、「黒人ワイン蒸留酒産業協会（Black Association for the Wine and Spirits Industry: BAWSI）」であった。BAWSI の代表である Nosey Pieterse は「人事問題の専門家」であり、KWV に事務所を構えていた。BAWSI の広報部門の担当者は、Vinpro のコミュニティ問題担当部長であると同時に、DEVCO 理事会の KWV 任命理事も務めていた。両者はまた、KWV 社との合弁で黒人銘柄ワイ

---

南アのワイン産業の発展史において KWV が中心的な位置を占めてきたからである。

ン（「Lindiwe」）を生産する BEE 会社の Reinvest 社代表と流通部門の代表でもあった。BAWSI は SAWB の労働部門担当として正式にワイン産業の農場労働者の代表としての地位を与えられていたが、労働組合組織ではなく、『労働者』の代表というよりも、広範な『黒人』の構成員の代表」組織としての性格を強く持っていた（Williams [2005: 488-489]）。

KWV 社の BEE 取引は、当初、株式の価格を巡って難航した。KWV 社の株式を所有する Anglo-African Trading (AAT) による敵対的買収の試みもあった。しかし最終的に、2004 年、SAWIT が作り上げた黒人のコンソーシアム（「Phetogo 投資会社」。以下、Phetogo）に対して、KWV 株の 25.1% が売却されることが発表された（Williams [2005: 494-495]）。Phetogo の構成について、Williams [2005] は次のように述べている。

BEE コンソーシアムの核をなしていたのは、14 人の投資家だった。コンソーシアムは、卓越した個人投資家を一同に集め、関連組織を通じて、非常に多くの受益者をエンパワーしたと主張した。BAWSI は、RUDNET の関連組織を含めて、たくさんの構成員の間で株を分けることになった。「BAWSI のメンバー」が所有する株式は信託基金に預けられることになった。・・・取引は、「BEE」と「広範囲におよぶ」企業という AgriBEE の要請両方を満たすような方法で取り決められた（Williams [2005: 495-496]）。

株式購入のための費用は、SAWIT が 40%、産業開発公社（Industrial Development Corporation: IDC）が 60% を Phetogo に貸し出す形で負担した<sup>31</sup>。KWV 社の BEE 取引に対して、もともと KWV が拠出した資金で設立された SAWIT が資金提供を行ったことは、KWV の資金が循環的に戻ることを意味し、疑問の声を上げる人びともいた。しかしながら、KWV 社と SAWIT がそれぞれ弁護士に相談した結果、取引には何ら法的な問題はないとされ、ディディザ農業相が取引の完結を望んだこともあって、取引は締結されることになった（Williams [2005: 493]）。

KWV 社の BEE 取引について、Williams [2005] は、「短、中、長期すべての観点からみて素晴らしい成果だ」としつつも、BEE 取引のための資金が循環して KWV に戻ったという事実、広範な黒人の利益を代表すると主張する人びとの主張の根拠の不透明さ、そして実際に広範な人びとがどのような恩恵を受けるのかが具体的に見えないことを問題視する。さらに、株の取引価格が決して安くはなく、むしろ高かったため、配当金によって果たして株式購入資金の返済ができるのだろうかという疑問も投げかけている

---

<sup>31</sup> ただし、コンソーシアムの一員となった「KWV 従業員エンパワーメント信託基金（The KWV Employees Empowerment Trust: KEET）」（2003 年に設立された KWV 社の従業員組織）による株式購入資金の一部は KWV が資金を提供した（SAWIT [2010: 15]）。

(Williams [2005: 499-501])。ここで、「25.1%」という取引される株式の割合が政治的に大きな意味を持っていたことを強調しておきたい。Phetogo が 25.1%の株式を所有することで、KWV 社は広範な BEE 法のもとで定義されている「黒人が経済的にエンパワーされた企業」としての資格を有することになったからである。

実際のところ、SAWIT は KWV 社の BEE 取引に対して、予算のかなりの割合をつぎ込んだ。SAWIT の独立評価報告書は、2000 年から 2007 年までの SAWIT の収支の概略を載せている。それによると、SAWIT の唯一の収入源は KWV からの資金拠出とそれに対する銀行の利子で、同期間に総額で 3 億 2435 万ランドであった。それに対して支出は SAWIT の運営管理費を含めて大きく 9 項目に分けられている。9 項目のうち、金額的に最大の支出を構成しているのが、KWV の BEE 化に伴う株式購入の際の Phetogo へのローン提供であり、2005 年から 2007 年の 3 年間に支出総額の 39%に当たる総額 1 億 2648 万ランドが支出された。これに対して、2000 年から 2006 年までの期間に新規農民創出事業のために支出された金額は 622 万ランドに過ぎなかった。同期間に輸出促進事業 (WOSA 支援) に 3825 万ランド、技術普及事業 (Winetech 支援) に 2706 万ランド、農場労働者向けの支援事業に 2860 万ランドが支出されたことと比べても、黒人新規農民創出のために向けられた資源がきわめて少なかったことがわかる<sup>32</sup> (SAWIT [2010: 16-17])。

## おわりに

本章では、ワイン産業を事例に、1994 年の政治的転換以降の農業部門を取り巻く変化を跡付けてきた。ワイン産業が直面した改革は、大きく 2 つあった。第一が農産物流通の自由化に伴う産業内部の規制枠組みの改革である。第二が政府の土地改革政策や BEE 政策の実施を通じて黒人の参入を促進し、伝統的に白人農場主が独占してきた担い手の人種構造を変革することである。いずれの改革もワイン産業に限らず、穀物やサトウキビ、果物、綿花、牛肉などの農産物産業に共通した課題であり、研究会 1 年目の中間報告ではワイン産業に限定して流れを追ってきたが、来年度の最終報告書では、ワインと並ぶ重要な輸出作物であり、産業内部で独自の生産および流通規制メカニズムを有してきた砂糖産業の状況もあわせて、2 つの産業の動向を比較することで、南アの農業部門の変容を描きだしたいと考えている。

さて、ワイン産業の改革の内容とそれに対する産業の対応を跡付けるなかで浮かび上

---

<sup>32</sup> 2007 年は SAWIT の運営管理費と Phetogo へのローン提供を除く 7 項目がプロジェクト事業費として一括りになっているため、項目ごとの支出総額は 2006 年までの合計額となっている。

がってきた点は、暫定的に以下のようにまとめることができるだろう。

歴史的に見て南アのワインは主として国内市場向けに生産される商品で、決して国際競争力の高い商品ではなかった。ぶどうの生産者に対する最低価格が産業内部の規制メカニズムによって担保されていたことで、生産者にとってワインの質の向上に大きな努力を捧げる必要はなかった。しかしながら、エステート・ワインなどの独立した生産者を中心に一元的な価格の規制やぶどうの栽培規制を快く思わない農場主もおり、そういった独立生産者による産業内部の圧力もあって、1990年代初頭に規制緩和が進んだ。経済制裁の終焉とともに、海外の輸出市場が開かれると、輸出向け生産が拡大すると同時に、海外の市場の需要にあわせて赤ワインや高級品種の作付面積が増加し、南アのワインの質的な改良が急速に進むことになった。

折しも南アのワイン産業が国際社会に再登場した1990年代は、国際的なワイン市場が急速に拡大した時代でもあった。これは、英国を中心にスーパーマーケットがワインの小売店として重要な位置を占めることになったことと関連している。実際、英国における南ア・ワインのもっとも重要な買い手は、8つのスーパーマーケット・チェーンである。輸出市場の拡大は、南アのワイン産業にとって新たな機会を生み出したが、厳しい競争環境にさらされているため、決して手放しで喜ぶことはできないとする論者もいる。たとえば、Ewert and Du Toit [2005]は次のように言う。

スーパーマーケットは厳しい購入慣行を持つ。彼らは、供給者(サプライヤー)に対して、厳格な植物検疫と技術的な要求を課すし、・・・(フェアトレードのような)倫理的な要求も増加してきている。これらの要求に応えられないと、この市場から閉め出されてしまう危険がある。・・・南アのぶどう栽培者と醸造蔵は「新しい競争」のルールを学び始めてはいるが、それはそう生易しいものではない。2003年には、南アのワイン産業全体で9600万リットルのワインが余った。そのような状況では、ワイン生産国間の競争も個々の生産者間の競争も激化するのとは避けられない。他とは異なる「銘柄」のワインを作れるかどうか重要だ。良いワインを作るだけでなく、良いワインを継続的に一定量供給する能力も必要とされる。たとえば英国で銘柄を作り出すには、毎年市場に300万から600万リットルを供給する能力と、強力な宣伝と効率的な供給・物流システムを通じてサポートする能力の両方が必要である (Ewert and Du Toit [2005: 322])。

南アのワイン産業が厳しい国際競争にさらされているという事実は、黒人のワイン産業への参入に対しても大きな含意をもつ。農業部門への黒人の参入割合を増やすことは、南ア政府にとっては政治的な使命であり、土地改革やAgriBEE政策を通じて黒人の土

地所有や株式の所有、経営への参加を拡大することは政治的な要請である。そしてこの政治的要請は、特に短期的には経済的な合理性に反する可能性がある。ワイン産業でこれまで実現されてきた黒人の参入は、経済的な合理性に対する悪影響を最小限にするため、農場の一部ないし株式を農場労働者の組織や黒人投資家に譲り渡す形が中心であった。あるいは、ぶどうの栽培やワインの醸造には直接かかわらず、醸造蔵からワインを購入して独自の銘柄で売るといった買い付け業者としての参入であった。南ア政府の AgriBEE 政策は黒人によるビジネスの所有と経営に対する支配権の増加を目的としつつも、年間の売上高が少ない小規模・零細企業を対象から排除することで、農場の所有権の移転がむしろ起こりにくい内容となっている。

KWV 社や Distell 社などの株式の BEE 取引を通じて、南ア・ワイン産業における巨大プレーヤーの所有と経営に黒人が参入していくこと自体は画期的なことである。それは、象徴的な意味を持つだけではなく、ワイン産業における黒人のプレゼンスを高め、数字の上でのワイン産業の中のビジネスに対する黒人の所有割合を高めることにつながる。しかしながら、こういった方法でワイン産業に参入していくことが可能な黒人の数は限られているし、ワイン産業の歴史的な発展を支えてきた農場労働者の大多数の生活を向上させるような改革にはなっていない。

#### 主要参考文献

##### 〔日本語文献〕

池上甲一 [2010a] 「南アフリカにおける農業政策と畜産・飼料産業の動向(1)」(『Feed Trade』 Vol.46 No.2 34-51 ページ)。

—— [2010b] 「南アフリカにおける農業政策と畜産・飼料産業の動向(2)」(『Feed Trade』 Vol.46 No.3 32-48 ページ)。

佐藤千鶴子 [2009] 『南アフリカの土地改革』 日本経済評論社。

田上美幸 [1997] 「オーストラリアのワイン産業の現状と展望」(『アジア・オセアニア情報』 No.055 10-21 ページ)。

日本貿易振興会 [1999] 「ニュージーランドのワイン産業」 日本貿易振興会。

##### 〔英語文献〕

A&T Consulting [2005] *Industry Study: The South African Liquor Industry, Final Report, June 2005*, Commissioned by Consumer and Corporate Regulation Division, Department of Trade and Industry (DTI), South Africa, DTI website

- ([http://www.dti.gov.za/nla/SurveyofSALiquorIndustryJune05\\_1.pdf](http://www.dti.gov.za/nla/SurveyofSALiquorIndustryJune05_1.pdf)) retrieved on 25 January 2011.
- Anderson, Kym, David Norman and Gyn Wittwer [2001] *Globalization and the World's Wine Markets: Overview*, Discussion Paper No. 0143, Centre for International Economic Studies, Adelaide: Adelaide University.
- CDE (Centre for Development and Enterprise) [2008] *Land Reform in South Africa: Getting Back on Track*, CDE Research No.16, Johannesburg: CDE.
- [2005] *Land Reform in South Africa: A 21<sup>st</sup> Century Perspective*, CDR Research No. 14, Johannesburg: CDE.
- DAFF (Department of Agriculture, Forestry and Fishery, South Africa) [2010a] *Abstract of Agricultural Statistics 2010*, Pretoria: DAFF.
- [2010b] 'AgriBEE Transformation Charter,' Presentation to the Public Hearings on AgriBEE, 17 September, Parliament, Cape Town, Parliamentary Monitoring Group website ([http://www.pmg.org.za/files/docs/100917daaf\\_o.ppt](http://www.pmg.org.za/files/docs/100917daaf_o.ppt)) retrieved on 30 September 2010.
- Derman, Bill, Edward Lahiff and Espen Sjaastad [2010] "Strategic Questions about Strategic Partners: Challenges and Pitfalls in South Africa's New Model of Land Restitution," in Cheryl Walker et al. eds., *Land, Memory, Reconstruction, and Justice: Perspectives on Land Claims in South Africa*, Athens: Ohio University Press, pp.306-324.
- DoA (Department of Agriculture, South Africa) [2004] *AgriBEE: Broad-Based Black Economic Empowerment Framework for Agriculture*, Pretoria: DoA.
- Du Toit, Andries [1993] "The Micro-Politics of Paternalism: Discourses of Management and Resistance on South African Fruit and Wine Farms," *Journal of Southern African Studies*, Vol. 19, No.2, pp.314-346.
- Du Toit, Andries, Sandra Kruger and Stefano Ponte [2008] "Deracializing Exploitation? 'Black Economic Empowerment' in the South African Wine Industry," *Journal of Agrarian Change*, Vol.8, No.1, pp.6-32.
- Ewert, Joachim and Andries du Toit [2005] "A Deepening Divide in the Countryside: Restructuring and Rural Livelihoods in the South African Wine Industry," *Journal of Southern African Studies*, Vol. 31, No. 2, pp.315-332.
- Hall, Ruth [2009] "Dynamics in the Commercial Farming Sector," in Ruth Hall, ed., *Another Countryside? Policy Options for Land and Agrarian Reform in South Africa*, Cape Town: Institute for Poverty, Land and Agrarian Studies, pp.120-131.
- Hamman, Johann and Joachim Ewert [1999] "A Historical Irony in the Making? State, Private Sector and Land Reform in the South African Wine Industry," *Development Southern*

- Africa*, Vol. 16, No.3, pp.447-454.
- James, Deborah [2007] *Gaining Ground? 'Rights' and 'Property' in South African Land Reform*, Johannesburg: Wits University Press.
- Kench, John, Phyllis Hands and David Hughes [1983] *The Complete Book of South African Wine*, Cape Town: C Struik Publishers.
- Kleinbooi, Karin [2009] "The Private Sector and Land Reform," in Ruth Hall, ed., *Another Countryside? Policy Options for Land and Agrarian Reform in South Africa*, Cape Town: Institute for Poverty, Land and Agrarian Studies, pp.192-205.
- Lipton, Merle [1986] *Capitalism and Apartheid: South Africa, 1910-1986*, Cape Town: David Philip.
- Nieuwoudt, Lieb and Jan Groenewald, eds. [2003] *The Challenge of Change: Agriculture, Land and the South African Economy*, Pietermaritzburg: University of Natal Press.
- OECD [2006] "Agricultural Policy Reform in South Africa", *Policy Brief*, April 2006.
- Ponte, Stefano [2007] *Governance in the Value Chain for South African Wine*, Tralac Working Paper No.9, [Online], Available: [www.tralac.org](http://www.tralac.org).
- Ponte, Stefano and Joachim Ewert [2007] *South African Wine – An Industry in Ferment*, Tralac Working Paper No.8, [Online], Available: [www.tralac.org](http://www.tralac.org).
- Robins, Steven and Kees van der Waal [2006] "'Model Tribes' and Traveling Models: The Makuleke Restitution Case in Kruger National Park," Paper presented at conference on "Land, Memory, Reconstruction and Justice: Perspectives on Land Restitution in South Africa", Cape Town, 13-15 September.
- SAWB (SA Wine and Brandy Company) [2003] *The South African Wine Industry Strategy Plan (WIP): A Strategic Plan for a Vibrant, United, Non-racial and Prosperous South African Wine Industry*, SAWB.
- SAWIC (SA Wine Industry Council) [2007] *The Wine Industry Transformation Charter*, SAWIT Website (<http://www.sawit.co.za/downloads/TransformationCharter.pdf>), retrieved on 28 September 2010.
- SAWIS (South African Wine Industry System) [2010] *South Africa Wine Industry Statistics No.34*, SAWIS website ([http://www.wosa.co.za/download/SAWIS\\_BOOK\\_2010.pdf](http://www.wosa.co.za/download/SAWIS_BOOK_2010.pdf)), retrieved on 28 September 2010.
- SAWIT (South African Wine Industry Trust) [n.d. (2010?)] *Executive Report: Independent Performance Evaluation of the South African Wine Industry Trust 1999-2009*, Stellenbosch: SAWIT.
- Statistics South Africa [2010] *Census of Commercial Agriculture 2007: Financial and Production Statistics*, Report No. 11-02-01 (2007), Pretoria: Statistics South Africa.

- [2005] *Census of Commercial Agriculture 2002: Financial and Production Statistics*, Report No. 11-02-01 (2002), Pretoria: Statistics South Africa.
- Sato, Chizuko [2010a] "Land Restitution and Community Politics: The Case of Roosboom in KwaZulu-Natal," in Cheryl Walker et al. eds., *Land, Memory, Reconstruction, and Justice: Perspectives on Land Claims in South Africa*, Athens: Ohio University Press, pp.215-231.
- [2010b] "From Removals to Reform: Land Struggles in Weenen in KwaZulu-Natal, South Africa," in William Beinart and Marcelle C. Dawson, eds., *Popular Politics and Resistance Movements in South Africa*, Johannesburg: Wits University Press, pp.117-140.
- Van der Merwe, Romi [2000] *A Magic Blend: Stellenbosch Farmers Winery (SFW) 1925-2000*, Stellenbosch: SFW.
- Vink, Nick, Gavin Williams and Johann Kirsten [2004] "South Africa," in Kym Anderson, ed., *The World's Wine Markets: Globalization at Work*, Cheltenham: Edward Elgar, pp.227-251.
- Walker, Cheryl, Anna Bohlin, Ruth Hall and Thembela Kepe, eds. [2010] *Land, Memory, Reconstruction, and Justice: Perspectives on Land Claims in South Africa*, Athens: Ohio University Press.
- Williams, Gavin [2005] "Black Economic Empowerment in the South African Wine Industry," *Journal of Agrarian Change*, Vol. 5, No.4, pp.476-504.
- Williams, Gavin, Joachim Ewert, Johann Hamann, and Nick Vink [1998] "Liberalizing Markets and Reforming Land in South Africa," *Journal of Contemporary African Studies*, Vol. 16, No. 1, pp. 65-94.
- WineLand Publications [2010] *South African Wine Industry Directory 2010/11*, Paarl: WineLand Publications.